

令和2年度 市民の声一覧(令和2年10月1日～令和3年3月31日)

受付日	分類	件名	市民の声の内容の概要 (公表用)	担当課	回答(対応)内容の概要 (公表用)
1月	都市計画・開発	建築確認看板の件	<p>建築指導課に建築確認許可内容を建築現場に設置する看板について問い合わせをしました。</p> <p>施主の意向で注文者をフルネームで掲示してほしい場合、「苗字だけなどの対応可能か」という内容ですが、「建築基準法の〇〇条に記載の通りダメです。」という回答でした。</p> <p>昨今、個人情報がこれだけ厳しく言われている時代で、民間企業の多くは個人情報漏えいのリスク管理に対応している中、個人情報の最たる氏名を掲示しないとけない事に納得ができません。</p> <p>建築確認申請書類に、氏名・住所などの情報を記載していれば、個人の特定はできるはずですが、フルネームを掲示しないと困ることがあるなら、納得のいく理由を示していただきたい。</p>	建築指導課	<p>お問い合わせの「建築確認看板の件」について回答します。</p> <p>「工事現場における確認の表示等」については、建築基準法第89条に「施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない」と規定されています。表示しなければならない理由はこれ以外にありません。</p> <p>表示を要求している主旨は、工事の禁止が確認を受けたことにより解除され、手続的に工事が適法になされていることを明らかにすることを主眼としているものと考えられます。</p> <p>いずれにしましても「工事現場における確認の表示等」については、国の法律に基づくものであり高知市で取扱いを決められるものではありません。</p> <p>また、これにより高知市が責任を問われることはないと考えていますので、ご理解の程よろしくお願いたします。</p> <p>【以下参考です】</p> <p>平成17年から個人情報保護法が施行され、個人情報の保護がこれまで以上に求められていますが、個人情報保護法第23条(第三者提供の制限)では「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」「1 法令に基づく場合」とあり、建築基準法第89条はこれに該当するものと考えます。</p> <p>工事現場における確認の表示等は施工者が行うものでありますので、御社内部での法令等の確認をお願いします。</p> <p>今後ともコンプライアンスを遵守していただき、本市建築行政にご協力をお願いします。</p>
1月	都市計画・開発	高知市	<p>高知市に在住していたものです。</p> <p>都市計画に対するご提案です。</p> <p>高知市春野町ですが、浸水想定外にあり、高台にもあるため、浸水想定内に住んでいる方が高台に引っ越したいとの要望を聞きます。</p> <p>弾力的に市街化調整区域から市街化区域に指定するのはいかがでしょうか。</p> <p>市内にも程近く、空いている土地も多いですし、来るべき南海トラフへの備えができると思われれます。</p>	都市計画課	<p>区域区分の見直しは、土地利用計画の目標年次(おおむね10年後)までの人口予測、人口密度の変化予測や産業の見直しなどを根拠として、区域区分の都市計画決定権者である高知県が行っております。</p> <p>本市としましても、今後人口減少が進行することなどを踏まえると、市街化調整区域を市街化区域へ変更することは効率的な都市基盤の整備ができなくなることであり、困難であると考えております。</p> <p>しかしながら、本市では今後30年間で70～80%程度の確率で発生するといわれている南海トラフ地震に伴う津波被害などの災害に対応した備えも喫緊の課題となっており、様々な災害に対応したまちづくりが求められています。</p> <p>そのため、市民の命を守ることを最優先課題とし、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を併せ持つ「強靱な高知市」の構築に向け、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせながら、まちづくりを推進するうえでも、施設整備などのハード対策に加え、警戒避難体制の整備や災害ハザードの情報提供のソフト施策、災害リスクを踏まえた土地利用など、防災・減災の観点も考慮したまちづくりを連携して進めていきますので、ご理解をお願いいたします。</p>